

受 付 番 号	
申 込 者 住 所 ・ 氏 名	印 TEL
設 置 場 所	土浦市
住 居 表 示	土浦市
切 替 種 類	井戸水・簡易水道・その他【 】
用 途	家事用・団体用・工業用・営業用・その他【 】

土地・家屋 所有者の同意	住所 氏名	印
分岐の同意	住所 氏名	印
本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で解決します。		

- 1 災害、水道施設の損傷等緊急やむを得ない事情により、給水を制限又は停止する場合があります。
(土浦市水道事業給水条例 (以下条例) 第 12 条関係)
- 2 水道料金は指定された期日までに支払ってください。
- 3 量水器 (メーター) は常に検針できる状態にしてください。
- 4 犬等は、メーター付近に近づくことができないようにしてください。
- 5 水道使用者は、次のいずれかに該当する場合、届出が必要です。(条例第 18 条関係)
 - ・水道の使用をやめるとき。 ・使用者の氏名又は住所に変更があるとき。
 - ・用途を変更するとき。 ・給水装置の所有者に変更があるとき。
 - ・給水装置を改造・修繕又は撤去するとき。
- 6 断・減水に伴い、営業その他業務に支障をきたす場合、貯水槽給水方式としてください。
- 7 給水管口径に対し、給水栓数が基準より多いことや管の距離が長いことが原因で、水量・水圧不足が予想される場合は、自己責任で使用してください。
- 8 止水栓から宅地側で漏水を発見した場合、速やかに修理してください。
- 9 水道以外の管と接続しないでください。
- 10 井戸水等で使用していた既存の配管を利用して、水道に切り替える場合、漏水等が生じて自己責任で処理してください。
- 11 道路に埋設した給水管は、市の維持管理上、接続・撤去等の変更工事をする場合があります。

水道技術管理者	課長	業務係長	給水係長	係